

経営力向上設備等の税制措置に係り
本会が証明書を発行する機械及び装置、器具・備品並びに工具

(一社) 日本計量機器工業連合会

【機械及び装置】

1. 食料品製造業用設備
2. 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備
3. 繊維工業用設備
4. 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備
6. パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備
8. 化学工業用設備
9. 石油製品又は石炭製品製造業用設備
10. プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く）
11. ゴム製品製造業用設備
13. 窯業又は土石製品製造業用設備
14. 鉄鋼業用設備
15. 非鉄金属製造業用設備
16. 金属製品製造業用設備
17. はん用機械器具製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く）
18. 生産用機械器具（物の生産の用に供されるもの）製造業用設備（第19号及び第21号に掲げるものを除く）
19. 業務用機械器具製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く）
20. 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
21. 電気機械器具製造業用設備
22. 情報通信機械器具製造業用設備
23. 輸送用機械器具製造業用設備
24. その他の製造業用設備
25. 農業用設備
28. 水産養殖業用設備
29. 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備
31. 電気業用設備
32. ガス業用設備
33. 熱供給業用設備
34. 水道業用設備
39. 道路貨物運送業用設備
40. 倉庫業用設備
41. 運輸に附帯するサービス業用設備

- 4 2. 飲食料品卸売業用設備
- 4 4. 飲食料品小売業用設備
- 4 5. その他の小売業用設備
- 4 6. 技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く）
- 4 8. 飲食店業用設備
- 4 9. 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備
- 5 3. 自動車整備業用設備
- 5 4. その他のサービス業用設備

【器具備品】

度量衡器

試験又は測定機器

【工具】

測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）